

別府市告示第 302 号

# 公 示 送 達 書

高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により、次の者の後期高齢者医療保険料督促状を公示送達します。

なお、上記の督促状は市役所で保管していますので、送達を受けるべき者にいつでも交付しますが、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日の経過をもって、その督促状の送達があったものとみなします。

令和8年6月1日

大分県別府市長 長野 恭紘



氏 名	書 類				
	賦課年度	課税年度	税 目	種 類	期 別
林 郁江	R8	R7	後期高齢者医療保険料	督促状	過年1
児玉 美知子	R8	R7	後期高齢者医療保険料	督促状	過年1

備考 この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、別紙の書類の送達があったものとみなされます。